

介護職員処遇改善加算 提出書類一覧表

	・ 法人が事業所単位で届け出るとき ・ 単独事業所のみを営する法人が届け出るとき	・ 法人が各サービス事業所を一括して届け出るとき
申請書	○ 加算届出書(別紙様式3)	○ 加算届出書(別紙様式4)
計画書	○ 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)	○ 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2) ○ 介護職員処遇改善計画書(事業所等一覧表)(別紙様式2(添付書類1)) ○ 介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)(別紙様式2(添付書類2)) ○ 介護職員処遇改善計画書(市町村一覧表)(別紙様式2(添付書類3))
添付書類	<p>○ 誓約書 加算の算定要件の「労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない」ことの誓約書</p> <p>○ 就業規則 1 手当新設、賞与(一時金)規定を盛り込むなど、就業規則を改正した際は、改正後の就業規則の提出も必要です。 2 就業規則の作成義務のない事業所等については提出する必要はありませんが、参考のためできるだけ労働契約書の写しを添付していただくようお願いします。(任意提出) ※ 就業規則は、常時10人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を作成し、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見書を添えて労働基準監督署に届け出ることとされており、「10人以上」には、パート労働者、臨時的な労働者等もすべて含まれます。 また、就業規則を変更する場合も同様の手続きが必要です。 なお、労働者が10人以上であるか否かの判断は、法人単位ではなく「事業場単位」で判断します。</p> <p>○ 賃金(給与)、退職手当、臨時の賃金等(給与等)に関する規程 1 就業規則とは別に作成しているとき必要です。 2 これら規程を有し、給料表の改正、手当の額の定め・改正をした際は、改正後の規程の提出も必要です。</p> <p>○ 労働保険に加入していることが確認できる書類 ①労働保険関係成立届又は労働保険概算・確定保険料申告書のいずれか1つと、 ②労働保険納付書・領収書</p> <p>注1 申告書及び納付書は、直近のもので可 2 就業規則、労働保険に関することは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。 3 平成24年度処遇改善交付金の承認を受けている事業者であっても、上記の書類等については改めて提出していただきます。</p>	
その他必要な書類	<p>○ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ○ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※ 平成24年度処遇改善交付金の承認を受けている事業所については、記載を省略できます。</p>	
キャリアパス等	<p>○ キャリアパス要件等届出書(別紙様式6) 添付書類 ・ 要件(I)において、法人全体の取扱い要領や労働基準法上の就業規則作成義務のない事業場における内規等を作成した場合は、当該書面 ・ 要件(II)において「資質向上のための計画」を定めることとした場合は、当該計画書。 ※ 平成24年度処遇改善交付金を受けている事業所で、キャリアパス要件等届出書の内容に変更がない場合は、徳島県知事への提出を省略することができます。</p>	

※ 地域密着型サービスの届出先や届出に必要な書類等については、「各市町村(みよし広域連合を含む。)」の担当課にお問い合わせください。